

2020年3月26日

## 日本政策投資銀行との「災害対策業務協力協定」の締結について ～ 新型コロナウイルス感染症等に関連する災害対応や地域活力強化を支援 ～

西日本シティ銀行（頭取 谷川 浩道）は、株式会社日本政策投資銀行（代表取締役社長 渡辺 一、以下「日本政策投資銀行」）と「災害対策業務協力協定」（以下「本協定」）を締結しましたので、お知らせします。

本協定は、内外の金融秩序の混乱や大規模な災害、テロリズムもしくは感染症等（以下「災害」）への対応に際し、当行と日本政策投資銀行が相互に協調し、地域経済の発展に寄与することを目的とするものです。

当行は、今般の新型コロナウイルス感染症などの災害により被害を受けている、または災害対応に資する取組みを行う事業者等に対して、日本政策投資銀行との連携を一層深め、円滑な金融仲介機能の発揮につとめてまいります。

### 記

#### 1. 業務協力の目的

両行は、地域金融機関と日本政策投資銀行の持つそれぞれの機能や特性を活かしながら、災害対策業務において連携を強化することで相乗効果を発揮し、地域経済の発展に寄与、ひいては、わが国社会全体の災害復興力（レジリエンス）及び持続可能性の向上に資する金融機能を果たしていくものです。

#### 2. 業務協力の具体的な内容

災害に起因する生産停止や風評被害等の間接被害を含む被害を受け、災害対応への取組みを行う事業者等に対し、次の内容について協調して取り組みます。

- ① 事業者等に対する事業性評価等に基づく円滑な金融機能の発揮  
（投資事業有限責任組合の組成等も含みます）
- ② 事業者等に対するコンサルティング機能の発揮

以 上

本件に関するお問い合わせ先  
法人ソリューション部 鶴田・中尾 TEL 092-476-2741